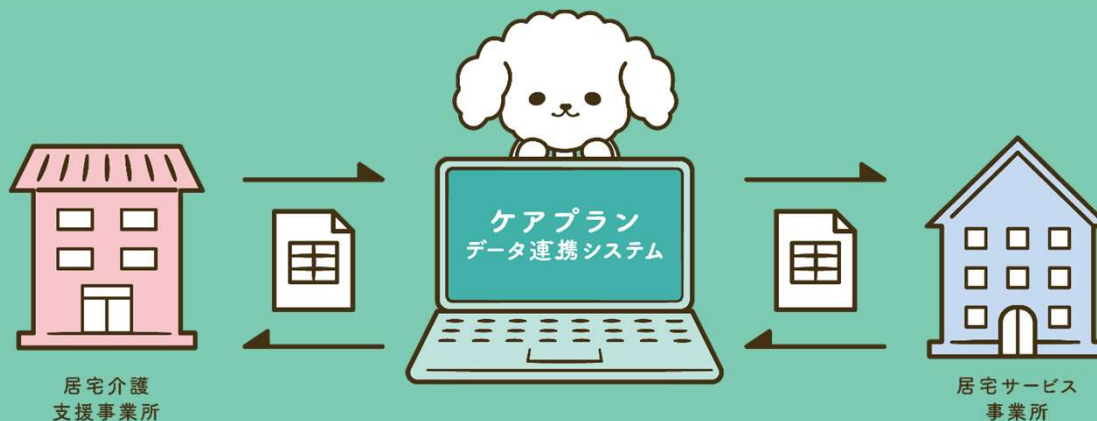


ケアプランのやりとりを、紙からデジタルへ。

ケアプランデータ連携システムについて

～ システムの全体概要と機能 ～



公益社団法人
国民健康保険中央会

All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

2024/5/21版

アジェンダ

第一部 ケアプランデータ連携システムについて

1. はじめに
2. システム活用による効果
3. システムの全体概要
4. 利用開始までの流れ
5. サポートサイトとライセンス料

第二部 ケアプランデータ連携システムのシステム機能について

1. システムの操作方法
2. 新機能のご紹介
3. 令和6年度介護報酬改定について

第一部

ケアプランデータ連携システムについて



1. はじめに

こんなお悩み抱えていませんか？

書類を郵送したり、FAXを送ったり
することが面倒くさい...



手入力での作業が多く
転記ミスが多い...



書類の管理と
やりとりが煩雑で混乱する...

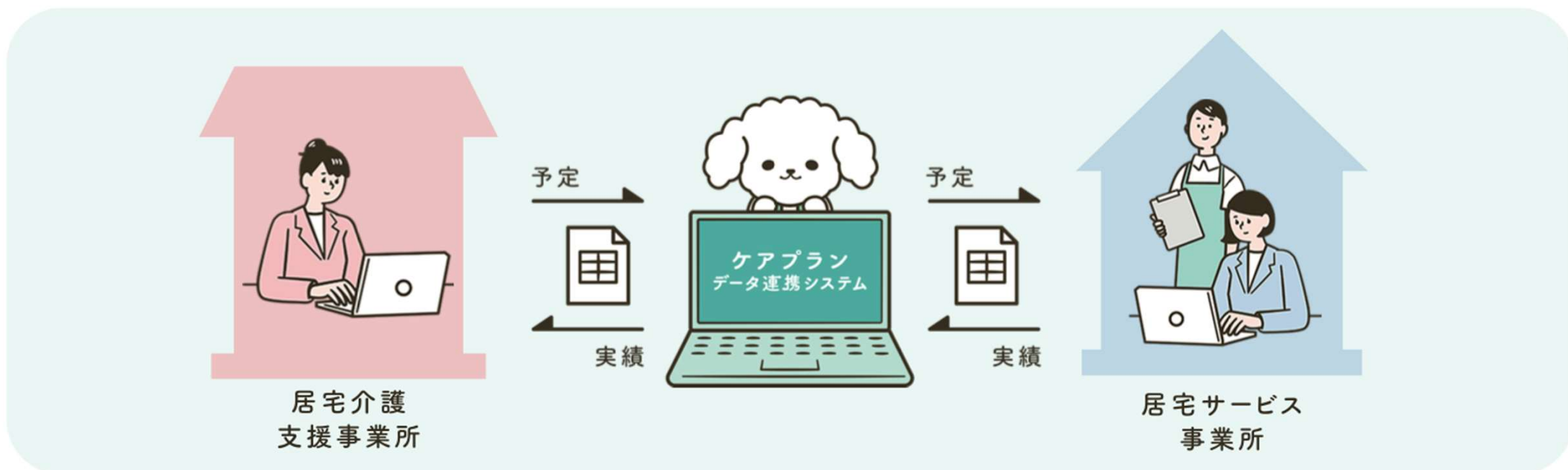


面倒な提供票や計画表のやりとりを
効率化できます。

1. はじめに

ケアプランデータ連携システム

居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。

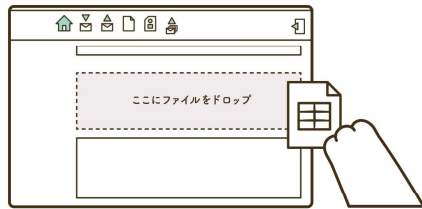


1. はじめに

ケアプランデータ連携システム

3つのメリット

かんたん



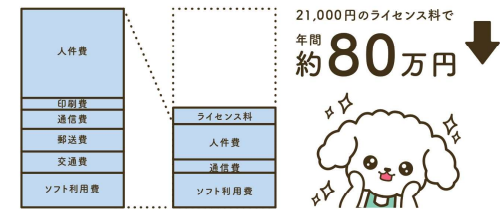
計画書(1表、2表)や
提供票データ(6表、7表)といった
CSVファイルなどを
ドラッグ&ドロップするだけで
送信準備完了。
郵送やFAXなどの送付の手間
から解放されます。

あんしん



記載ミスや書類不備が減り、
手戻りが減少。
介護報酬請求で使用されている
セキュリティ方式を採用し、
安全性は万全。
導入から運用まで、
安心のサポート体制を提供します。

さくげん

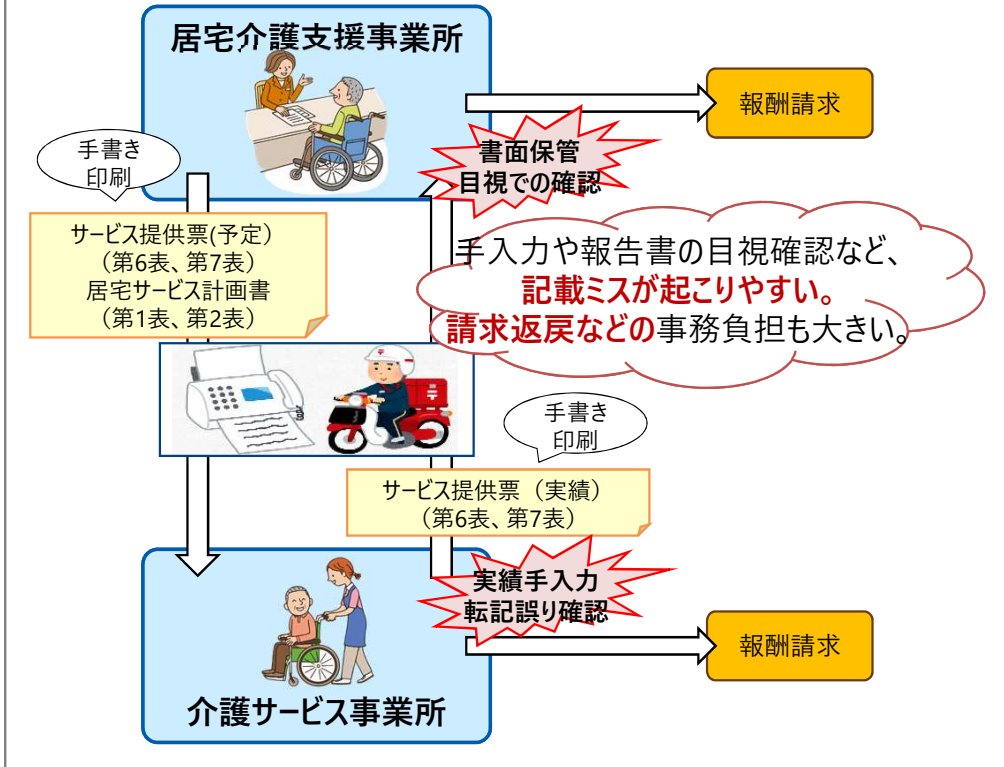


やりとりにかかる業務時間を
約1/3に抑えられる
研究結果があります。
費用については、ライセンス料
21,000円の投資で
年間約80万円の削減が見込めます。

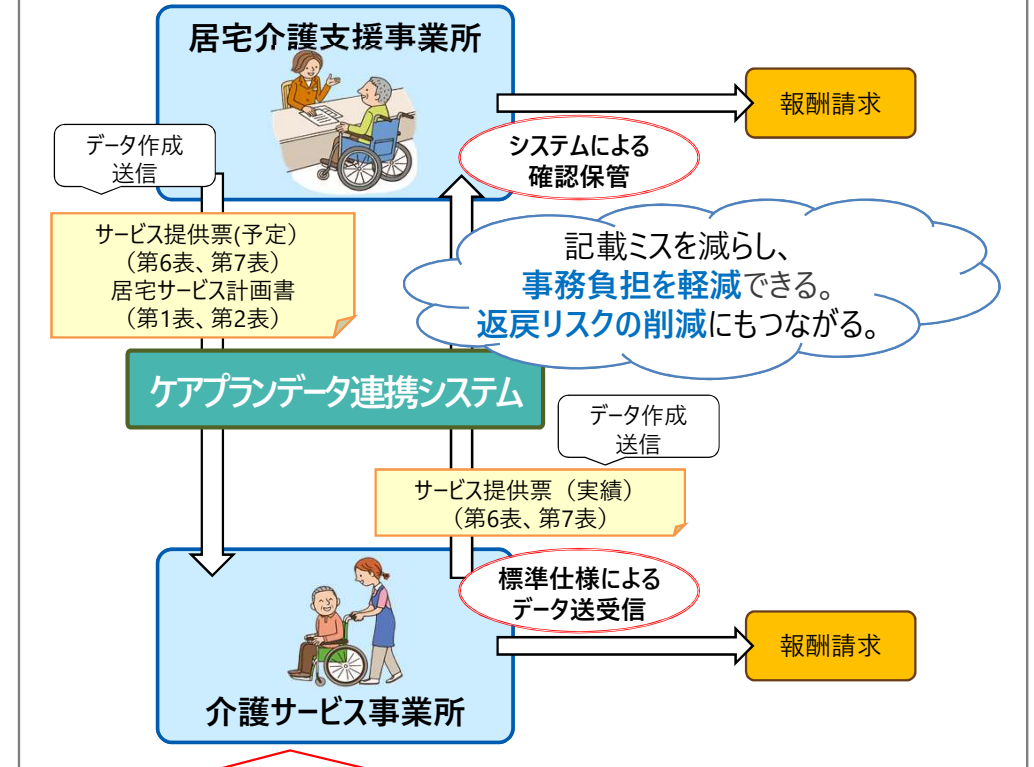
(出典:令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産性向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」)

2. システム活用による効果

【紙面での受け渡し】



【電子データでの連携】



【期待できる効果】

- ・記載時間の削減
- ・転記誤りの削減
- ・データ管理による文書量削減
- ・介護従業者の負担軽減

【効率化による相乗効果】

- ・利用者支援にかかる時間増
- ・ケアの質の向上

2. システム活用による効果

■費用対効果の試算例

事業所がケアプランを紙面で送付するため、以下項目にかかる費用の削減が見込めます。

- ・ 人件費の削減
- ・ 印刷費の削減
- ・ 郵送費の削減
- ・ 交通費の削減
- ・ 通信費（FAX）の削減

（人件費削減を考慮した場合）

約81万6千円/年の削減

※ 1ヶ月あたり約6万8千円 × 12ヵ月

（人件費削減を考慮しない場合）

約7万2千円/年の削減

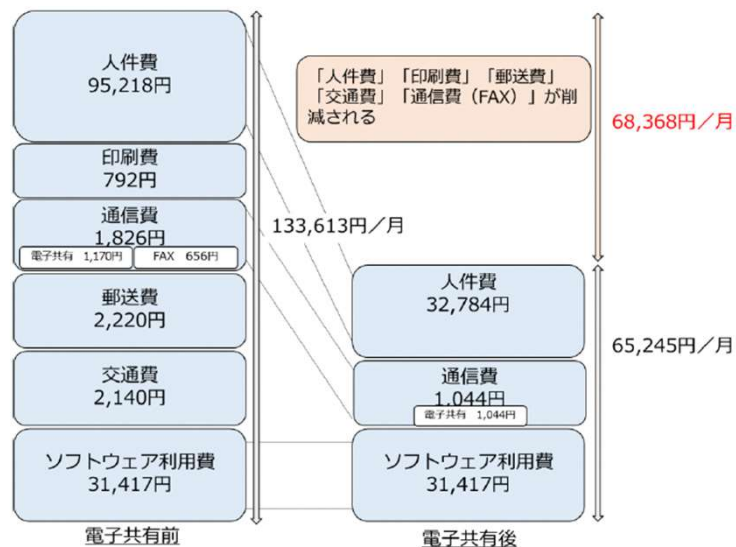
※ 1ヶ月あたり約6千円 × 12ヵ月



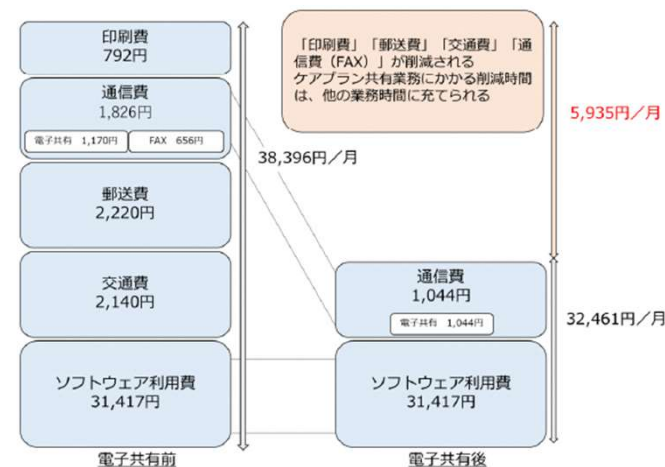
【コスト削減による相乗効果】

- ・ 介護人材の**新規確保**
- ・ 介護人材の**定着率向上**
- ・ 事業所経営の**収益改善**
- ・ 事業所環境の**新規投資** …

令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」より抜粋



※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮した場合）



※ケアプラン連携効果の推計（人件費削減を考慮しない場合）

※調査研究のアンケート結果から試算した**全国平均の見込み金額**あり、削減費を確約するものではありません。

【ご参考】効率化試算ツールのご紹介

システム導入による効果を試算してみたい方向けに「**かんたんシミュレーションツール**」をご用意しています。

サンプル

入力欄

事業所情報				
提供表作成・共有業務を行う職員数	事業所数	取引事業者数	取引事業者数の中で、ケアプランデータ連携システムの対象となる事業者数	利用者人数
6	1	10	7	40

結果サマリ

費用対効果

年間 **5,272,000** 円分の費用を他予算に転嫁可能
 年間 **395.9** 時間分の業務を他の業務に転嫁可能

詳細

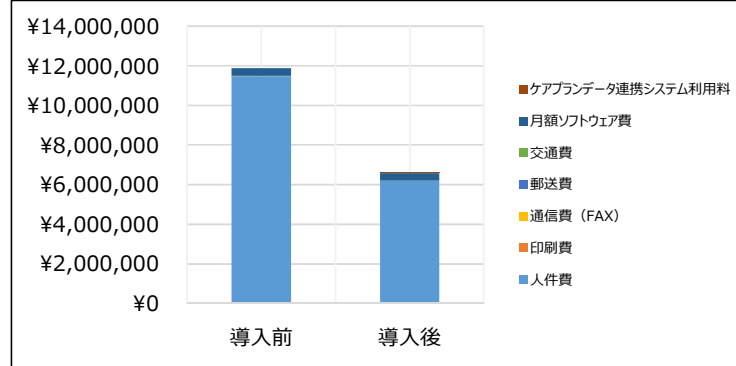
費用

	費用							合計
	人件費	印刷費	通信費 (FAX)	郵送費	交通費	介護ソフト費	ケアプランライセンス料	
導入前	11,458,960	2,112	6,336	18,240	17,664	377,004	0	11,880,315
導入後	6,197,005	634	1,901	5,472	5,299	377,004	21,000	6,608,314
差分	-5,261,954	-1,478	-4,435	-12,768	-12,364	0	21,000	-5,272,000

年間の削減費用
及び削減時間

シミュレーションツールは
サポートサイトより
ご利用いただけます!

値を入力すると
効率化試算結果を
自動計算します。

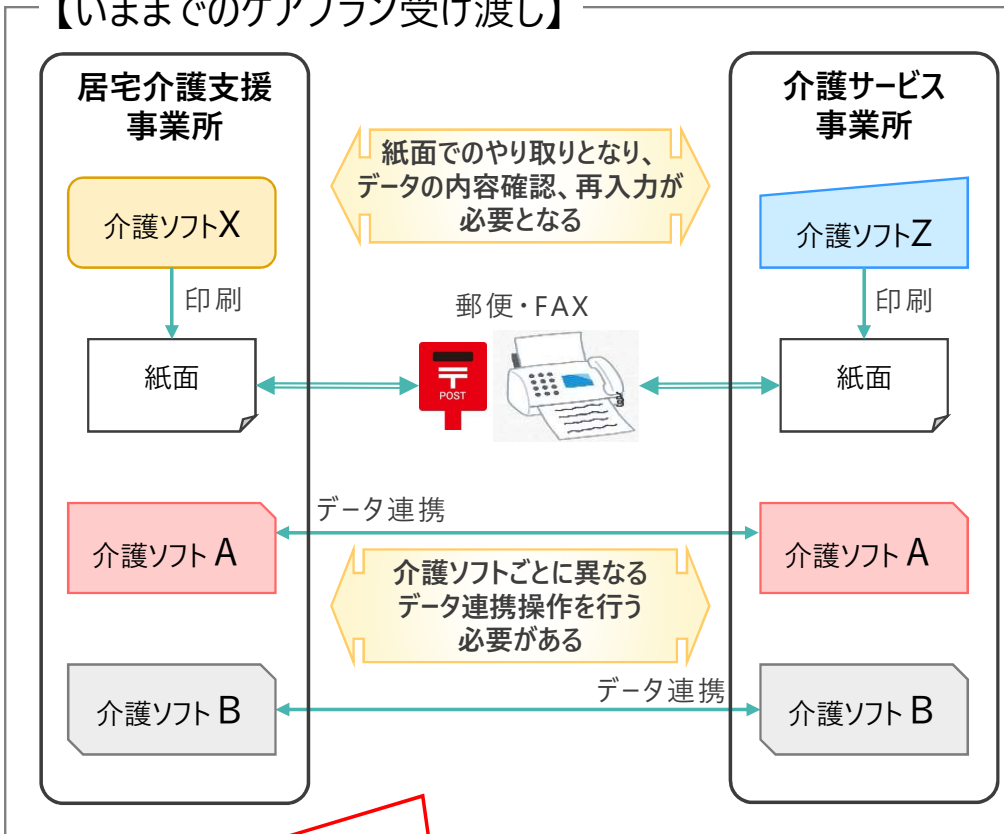


導入前と
導入後の比較

2. システム活用による効果

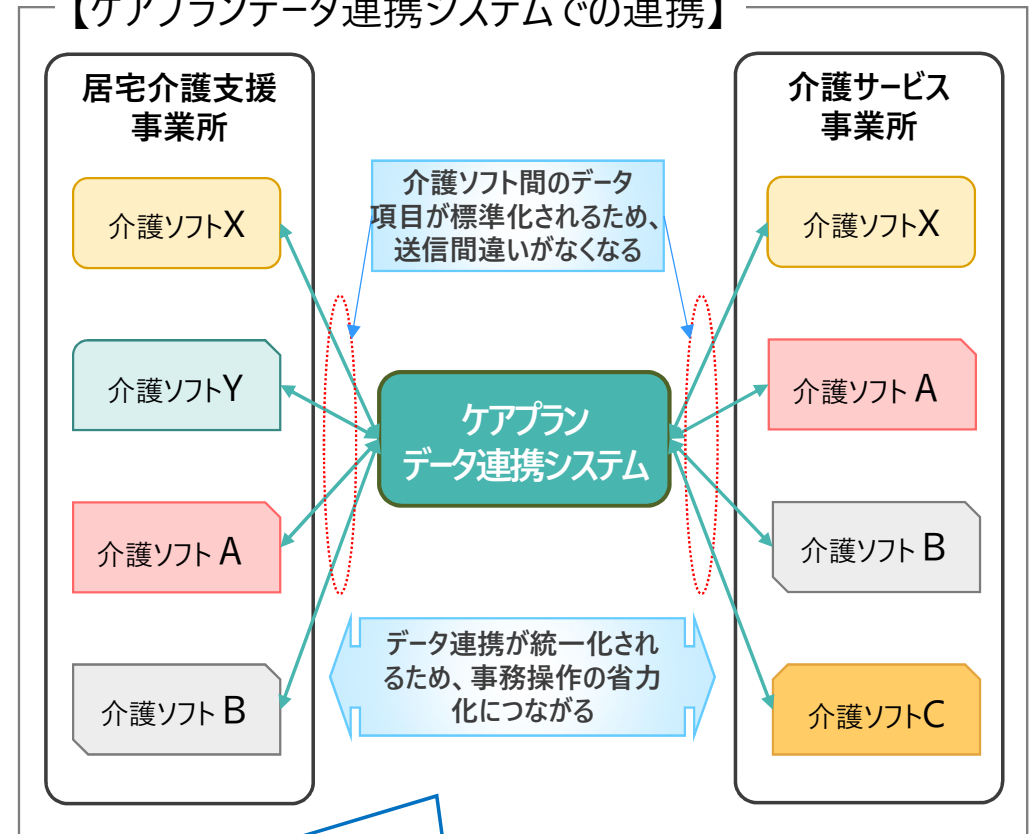
「ケアプランデータ連携システム」をご利用することで、**データ連携の標準化、統一化**が図れます。

【いままでのケアプラン受け渡し】



**ケアプランデータの受け渡し方法が乱立
連携事務の負担が増えている**

【ケアプランデータ連携システムでの連携】

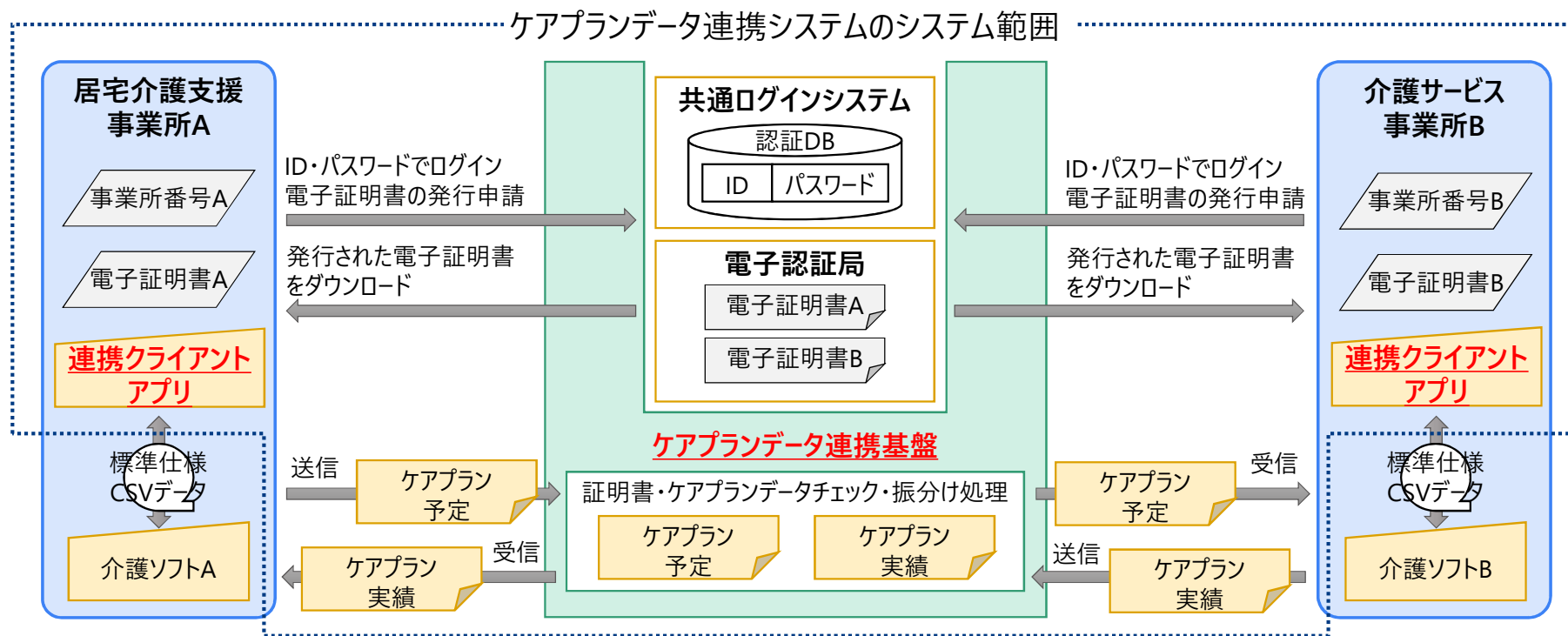


**ケアプランデータの受け渡し方法を標準化、統一化
連携事務の負担削減を図ることが可能**

3. システムの全体概要

ケアプランデータ連携システムは、介護事業所のパソコンにインストールされる「連携クライアントアプリ」と、クラウドセンターに設置される「ケアプランデータ連携基盤」から構成されます。

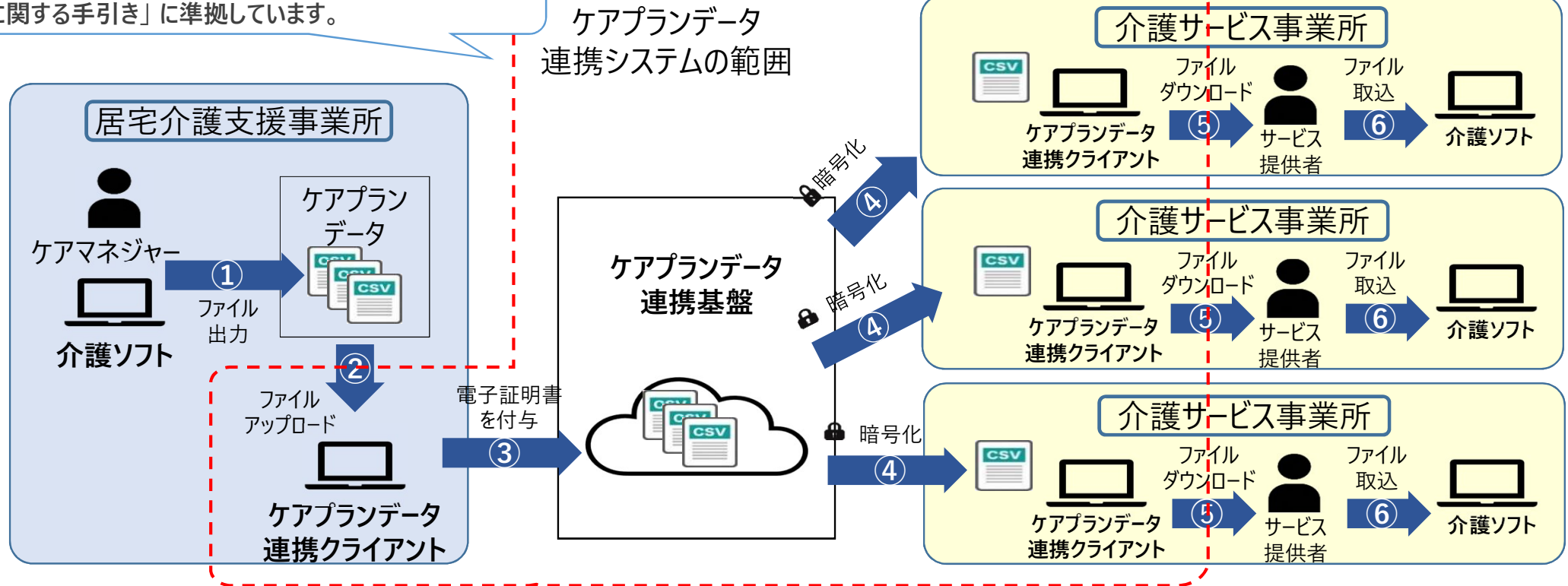
介護事業所の利用者は、「連携クライアントアプリ」からインターネット回線を経由し、「ケアプランデータ連携基盤」を介して、事業所間のケアプランデータのやり取りを行います。



- インターネット請求で実績のある国が定めたセキュアな通信方式を採用し、安全安心なデータ連携を提供
- インターネット請求で使用するユーザID、パスワード等の活用により、本システム利用にかかる事務手続きを簡便化

【ケアプランデータ（予定）の連携 業務フロー】

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、
「介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き」に準拠しています。



【居宅介護支援事業所】

- ① 介護ソフトにてケアプランデータ予定ファイルを作成、CSVファイルとして出力
- ② 出力したケアプランデータ予定ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード
- ③ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信

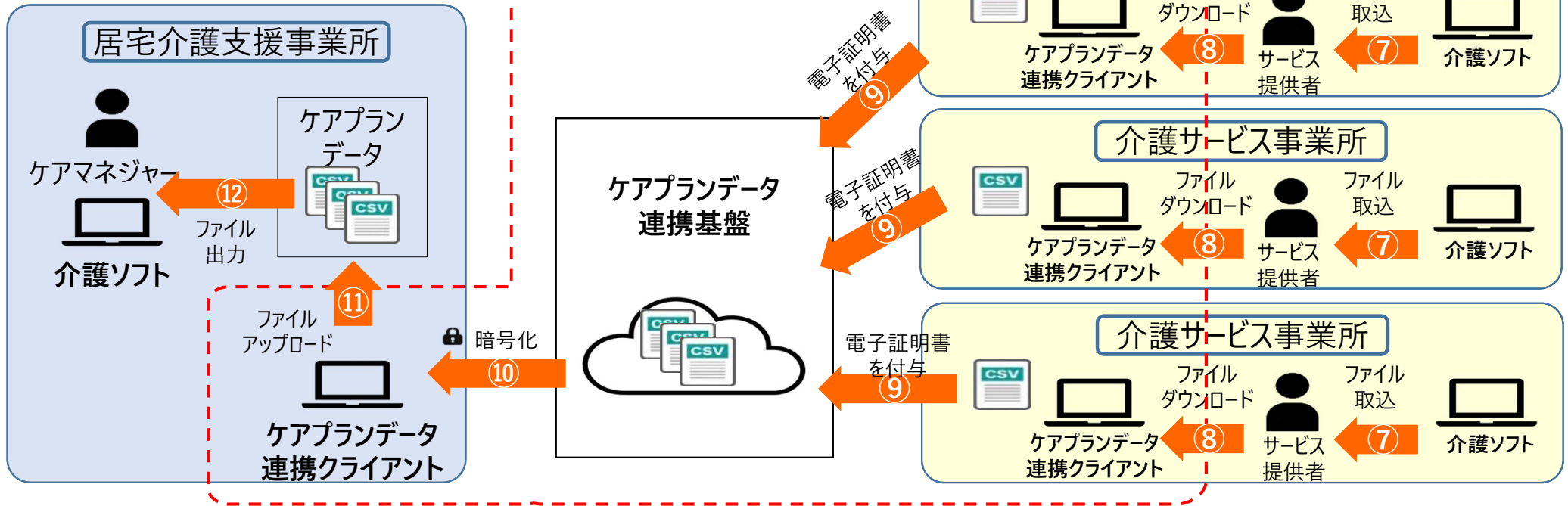
【介護サービス事業所】

- ④ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認、ケアプランデータ連携基盤から受信
- ⑤ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ予定ファイルをダウンロード
- ⑥ ダウンロードしたケアプランデータ予定ファイルを介護ソフトに取り込み

【ケアプランデータ（実績）の連携 業務フロー】

データで連携するため、データの二重入力の手間や時間を削減できるとともに、介護ソフトで予定と実績の自動チェックが可能となります。

ケアプランデータ
連携システムの範囲



【居宅介護支援事業所】

- ⑩ ケアプランデータ連携クライアントで送信情報を確認し、ケアプランデータ連携基盤から受信
- ⑪ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ実績ファイルをダウンロード
- ⑫ ダウンロードしたケアプランデータ実績ファイルを介護ソフトに取り込み

【介護サービス事業所】

- ⑦ 介護ソフトにサービス実績を入力、ケアプランデータ実績ファイルをCSVファイルとして出力
- ⑧ 出力したケアプランデータ実績ファイルをケアプランデータ連携クライアントにアップロード
- ⑨ ケアプランデータ連携クライアントからケアプランデータ連携基盤へ送信


4. 利用開始までの流れ

初めてご利用される方向けに「**ケアプランデータ連携システム スタートガイド 導入フロー編**」をご用意しています。

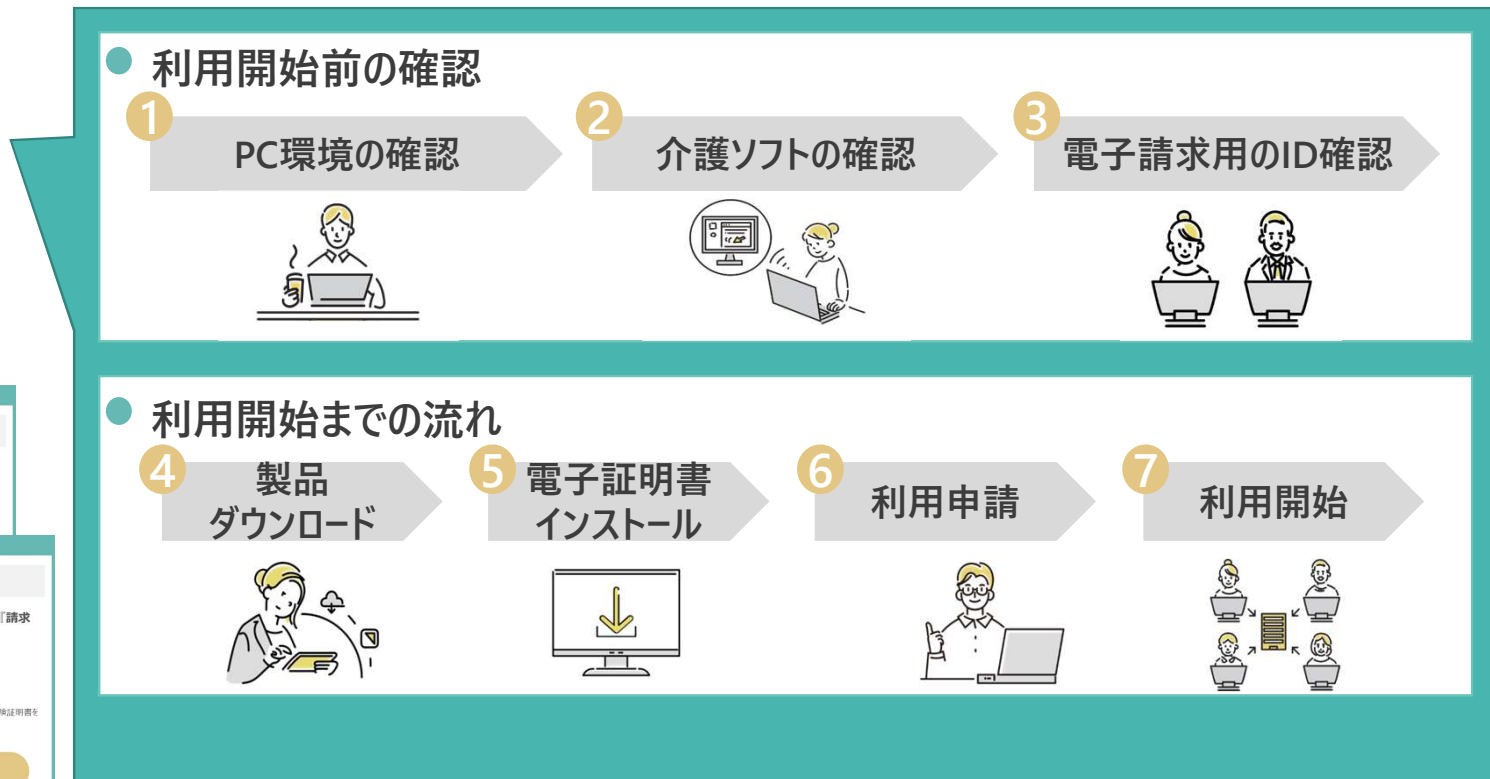
初めてご利用される方へ

**ケアプランデータ連携システム
スタートガイド**

導入フロー編



令和6年4月
操作マニュアル 第1.20版
連携クライアントアプリケーション1.1.2対応



導入フロー編

1-3. 電子請求用のID確認

電子請求用のID確認

利用申請やデータ送信時に用いる、電子請求受付システムで使用されているKJから始まる14桁のユーザIDおよびパスワードを確認します(HDから始まるユーザIDは代理請求用のため利用できません)。

- 介護電子請求用のIDおよびパスワードの確認方法

2. 利用開始までの流れ

2-2. 電子証明書インストール

電子証明書インストール (証明書のインストール)

電子証明書がインストールされていない場合は、『介護保険証明書』のインストールもしくは『請求委任事業所用ケアプラン証明書』の申請・インストールをお願いします。

- 各証明書の申請およびインストール方法

- 1 証明書発行用パスワードの確認
- 2 介護保険証明書のインストール
- 2 請求委任事業所用ケアプラン証明書の申請およびインストール

● 手順はこちら (介護電子請求受付システム操作マニュアル 事業所編 3.6.3 介護保険証明書を再度ダウンロード・インストール)

● 手順はこちら (介護電子請求受付システム操作マニュアル 事業所編 3.7 請求委任事業所用ケアプラン証明書の取得・更新)

4. 利用開始までの流れ

福祉・保健・医療の総合サイト「WAM NET」にて
ケアプランデータ連携システムの利用事業所の検索が可能です。

The screenshot displays the WAM NET website interface. On the left, the '事業所検索メニュー' (Service Provider Search Menu) includes options for '地図から探す' (Search by map), '地域別の一覧から探す' (Search by region), and '事業所名から探す' (Search by name). A red arrow points from the '地図から探す' option to a detailed map of Japan. On the right, a zoomed-in map of the Tokyo area shows several service providers marked with green pins. A red box highlights two specific providers:

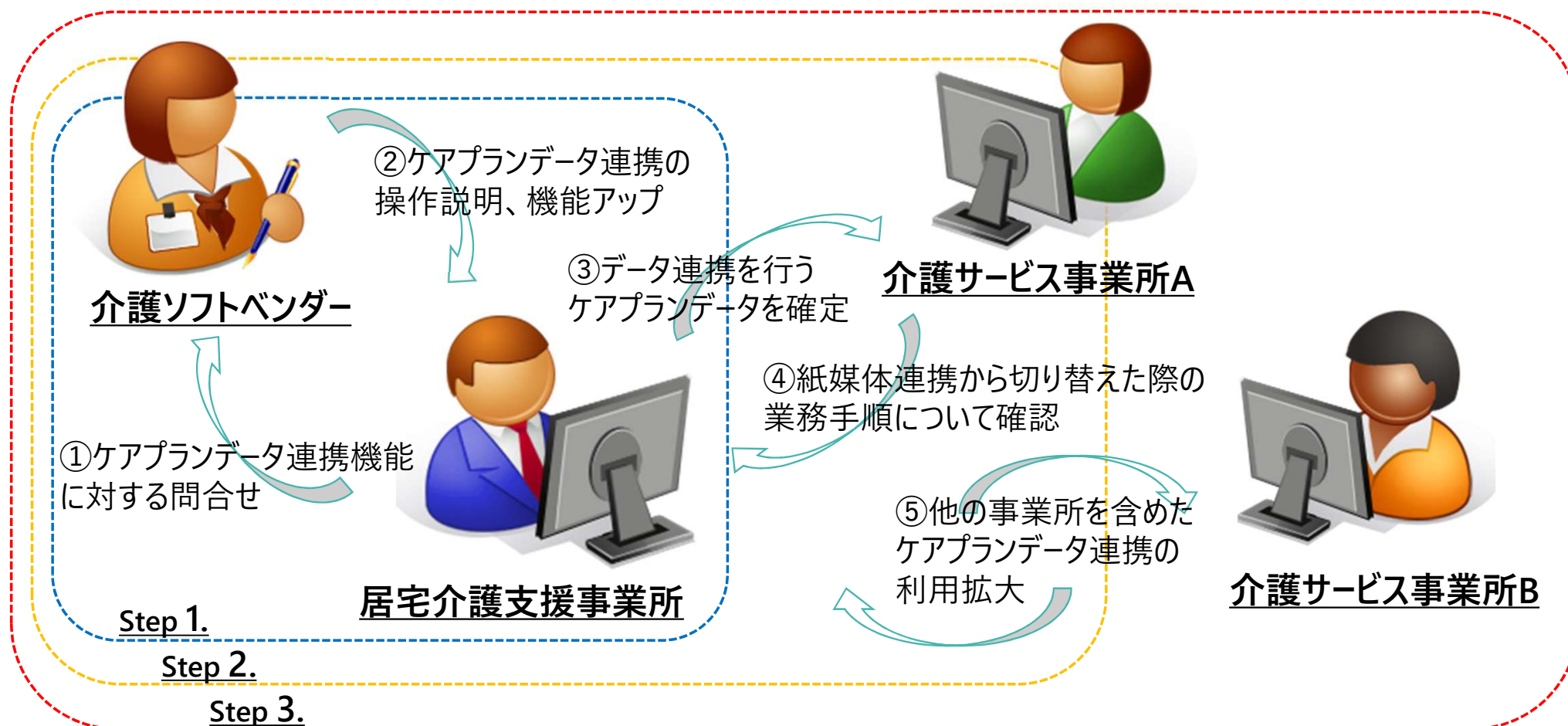
- ① AAA居宅介護支援事業所
居宅介護支援事業所
東京都墨田区緑X-X-X
〇〇ビル〇階
- ② BBB訪問介護ステーション
訪問介護
東京都墨田区緑X-X-XX

Below the map, there are buttons for '介護サービス情報公表システムの詳細画面へ' (Go to detailed page of care service information disclosure system).

<https://www.wam.go.jp/wamappl/kpdrsystop>

【ご参考】事業所とのデータ連携の進め方

居宅介護支援事業所とサービス事業所との間で、一斉にデータ連携を押し進めるのではなく、段階的に切り替えるやり方が、着実にシステム利用を行うことができます。



5. サポートサイトとライセンス料

サポートサイトにて、事業所向けに各種最新情報を掲載しています。
お問い合わせは、コールセンターおよび、お問い合わせフォームにて随時受け付けています。
サポートサイトは、検索サイトから **[ケアプラン ヘルプデスク]** で検索ください。

サポートサイト



<https://www.careplan-renkei-support.jp>

ケアプラン ヘルプデスク

検索

お問い合わせ



0120-584-708

受付時間 9:00～17:00

(土日祝日・年末年始 (12/29～1/3) は除く)

[問い合わせフォーム](#)からも受け付けています



5. サポートサイトとライセンス料

サポートサイトに、ケアプランデータ連携システムを導入いただきました事業所様の声を掲載しています。今後、多くのご利用者の声を随時掲載していく計画です。

居宅介護支援事業所様

利用者が語る、 ケアプランデータ連携システム 「介護業界の時代が変わる瞬間」

長谷川 徹 代表 (はせがわ とおる)



居宅介護支援事業所
株式会社トライドマネジメント代表

2008年-2017年 ケアマネジャーとして介護保険サービスが必要とする多くの方々を担当。2017年、ケアマネジャーを公平に評価できる会社を作りたいという思いから、株式会社トライドマネジメントを設立。現在、横浜を拠点にケアマネジャー8名、事務員3名を束ねる。

居宅サービス事業所様

利用者が語る、ケアプランデータ連携システム 「届けたいケアを、続けていくために」

大須 美佐子 所長 (おおす みさこ)
池田営業所 訪問介護サービス

藤井 尚子 課長 (ふじい なおこ)
在宅介護推進課

今村 あおい 代表 (いまむら あおい)
代表取締役

吉岡 さとみ 部長 (よしおか さとみ)
経理管理部



株式会社 新生メディカル

1977年の設立、1988年より訪問介護サービス開始。以後岐阜県内の岐阜市、大垣市、瑞穂市、高山市、多治見市、池田町の6営業所を展開し、居宅介護サービスを中心に、介護予防、日常生活支援総合事業、定期巡回、随時対応型訪問介護看護サービス、障がい者居宅介護サービス、福祉用具の貸与・販売など、その方の望む暮らしができるよう支援を行っている。

5. サポートサイトとライセンス料

- 1事業所番号ごとのライセンス料は月額1,750円(税込み)でご利用いただけます。
- ライセンスの有効期限は1年間です。申込日から起算しての1年間ですので、いつでも利用開始可能です。
- 支払い方法はライセンス料1年分21,000円(税込み)を、電子請求の証明書発行手数料と同様、国保連合会に請求する介護給付費からの差し引きとなりますが、請求書送付による口座振り込みにも対応しています。

? よくあるご質問

Q1	複数の介護事業所を運営している場合は、どのようになりますか。
A1	事業所番号ごとのライセンス料となります。 複数事業所を運営している場合であっても、事業所番号が同じでしたら、1事業所番号あたりのご利用となります。
Q1	複数年利用する場合、例えば3年間利用する時はどのようになりますか。
A1	利用期間は1年ごとの契約となりますので、有効期間ごとに利用更新手続きをお願いします。

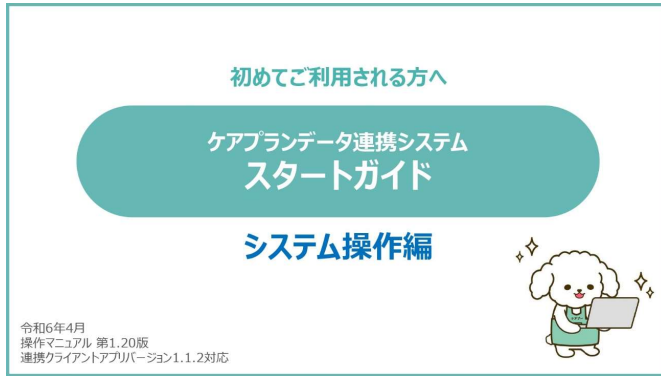
第二部

ケアプランデータ連携システムの システム機能について

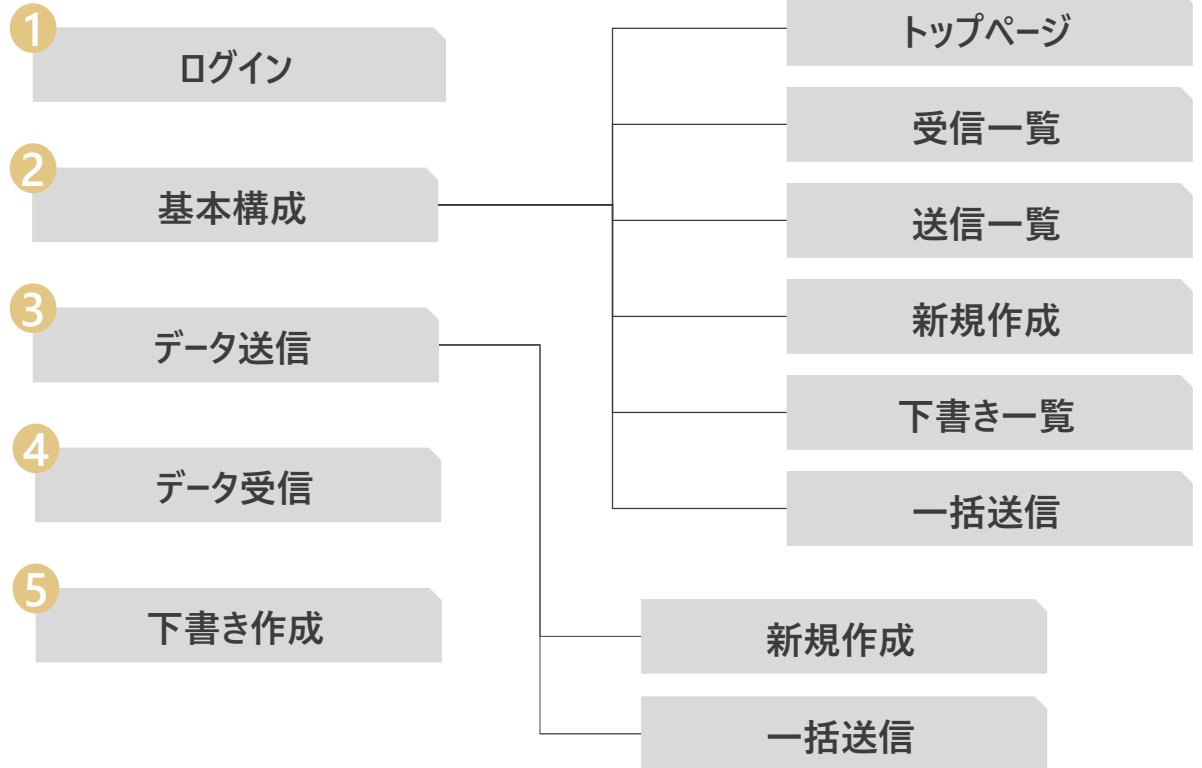


1. システムの操作方法

初めてご利用される方向けに「**ケアプランデータ連携システム スタートガイド システム操作編**」をご用意しています。



● 連携クライアントアプリの操作



2. 新機能のご紹介

事業所様の声を取り込み、
大変便利になりました！

令和6年2月より「ケアプラン連携クライアント アプリケーション v1.1.2」をサポートサイトより提供しています。

一括送信時のメッセージが一括で登録できるようになりました



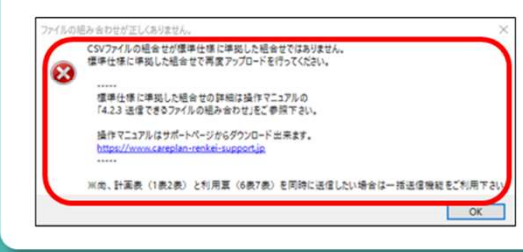
ログイン画面を集約し、事業所ログインまでの入力手順を改善しました



受信一覧に遷移するだけで最新の受信一覧に更新されるようになりました



システムのエラーメッセージが分かりやすくなりました



お使いのアプリのバージョンが確認できるようになりました



お知らせが連携クライアントアプリから確認することが可能となりました



システム利用の有効期限がアプリから確認できるようになりました



電子証明書の状態がアプリから確認できるようになりました



3.令和6年度介護報酬改定について

令和6年の介護報酬改定にて、居宅介護支援費(Ⅱ)の逡減制緩和措置の条件にケアプランデータ連携システムの利用が盛り込まれました。以下のようなシミュレーションですと、1ヶ月約40,000円のメリットが期待できます。

■居宅介護支援費(Ⅱ)の緩和措置条件が変わります。

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行 ICT機器の活用 **または** 事務職員の配置

改正 **ケアプランデータ連携システム**の活用 **および** 事務職員の配置

■逡減制適用の件数が変わります。

居宅介護支援費(Ⅰ) 緩和措置

現行 40件から逡減制適用

改正 **45件**から逡減制適用

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行 45件から逡減制適用

改正 **50件**から逡減制適用

参考資料：「第239回社会保障審議会介護給付費分科会」資料より。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が **50件**の場合

居宅介護支援費(Ⅰ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$(1,411\text{単位}\times 44\text{件} + 704\text{単位}\times 6\text{件}) \times 11.40\text{円/単位} = \underline{\underline{755,911.2\text{円}}}$$

45件から逡減制適用

**差額
約 40,000円**

居宅介護支援費(Ⅱ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$(1,411\text{単位}\times 49\text{件} + 683\text{単位}\times 1\text{件}) \times 11.40\text{円/単位} = \underline{\underline{795,970.8\text{円}}}$$

50件から逡減制適用

※1 R6年度改定案における居宅介護支援費(Ⅱ・i)における要介護3から5における単位数 (R6 1.22 社保審-介護給付費分科会 第239回 (R6.1.22) 参考資料2-1)

※2 R6.1.22時点の地域区分1級地 人件費割合70%の場合

公益社団法人 国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

